

令和3年9月17日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

蚊媒介感染症に関する特定感染症予防指針の一部改正について

平素は、本会活動の推進に対しまして、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
厚生労働省の標記通知につきまして、このたび別添の通り日本医師会から案内がありました。
概要は下記の通りであります。
貴会におかれましてもご了知いただき、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

記

- 1 デング熱やジカウイルス感染症の媒介蚊として知られ、今後国内における定着が危惧されるネッタイシマカについて、必要に応じて対策を講じること
(改正後の指針前文関係)
- 2 蚊媒介感染症が発生するリスクが高く、注意が必要とされる地点として、当該地点に長時間滞在する者又は頻回に訪問する者が多く、海外からの渡航者が多く訪れ、かつ、大規模公園などの蚊の生息に適した場所が存在する地点が考えられること
(改正後の指針第一の三関係)
- 3 蚊媒介感染症に関する対策の実施に当たっては、平時から殺虫剤の備蓄や散布機の整備を考慮するとともに、蚊の駆除を事業者へ委託する場合は、適切な知識及び技術を有すると判断される事業者を選定し、連携に努めること
(改正後の指針第三の二関係)

<参考>

* 日本医師会メンバーズルームから別添文書の閲覧が可能です。

http://www.med.or.jp/japanese/members/bunsho/data3/kenko2/2021ken2_321.pdf

※閲覧にはユーザー名とパスワードでのログインが必要です。

ユーザー名：会員 ID (日医刊行物送付番号) の 10 桁の数字 (半角で入力) です。

宛名シール下部に印刷されている 10 桁の数字です。

パスワード：生年月日の「西暦の下 2 桁、月 2 桁、日 2 桁」を並べた 6 桁の数字です (半角入力)。

大阪府医師会地域医療 1 課
TEL:06-6763-7012